

落書き消去活動 支援制度



1. 支援内容について

①資材の提供

- ・消去溶剤
- ・たわし
- ・スプレー容器
- ・ウェス
- ・ペンキ用刷毛
- ・軍手
- ・上塗用水性ペンキ
- ・ゴーグル
- ・ローラーハンドル・取替え用ローラー
- ・使い捨てビニールカッパ
- ・ローラー用継ぎ柄（高所作業用）
- ・使い捨てマスク
- ・ローラー用バケツセット
- ・使い捨てゴム手袋
- ・ポリバケツ
- ・消去用スプレー
- ・マスキングテープ
- ・その他、区長が必要と認めるもの

②大阪市市民活動保険の提供

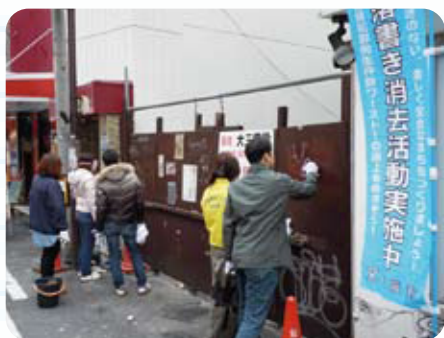
安心して活動していただけるよう、大阪市市民活動保険の対象としています。

2. 支援対象について

町会、マンション等の管理組合など、5人以上（うち成人2名以上を含む。）で構成される非営利の活動団体が支援の対象となります。

3. 問い合わせ

ご利用をお考えの方は、
中央区役所市民協働課(中央区役所 5階 51番窓口 6267-9843)
までご相談ください。



落書き消去活動の様子